

1

2 【判決日】 2016.5.26

3 【事件番号】 H25（ワ）33070

4 【担当部】 東京地裁民事第46部

5 【発明の名称】 農産物の選別装置

6 【登録番号】 特許第3702110号

7 【キーワード】 文言解釈

8 【事案の概要】

9 特許権侵害が認められ、金員の支払いが命じられた事案。

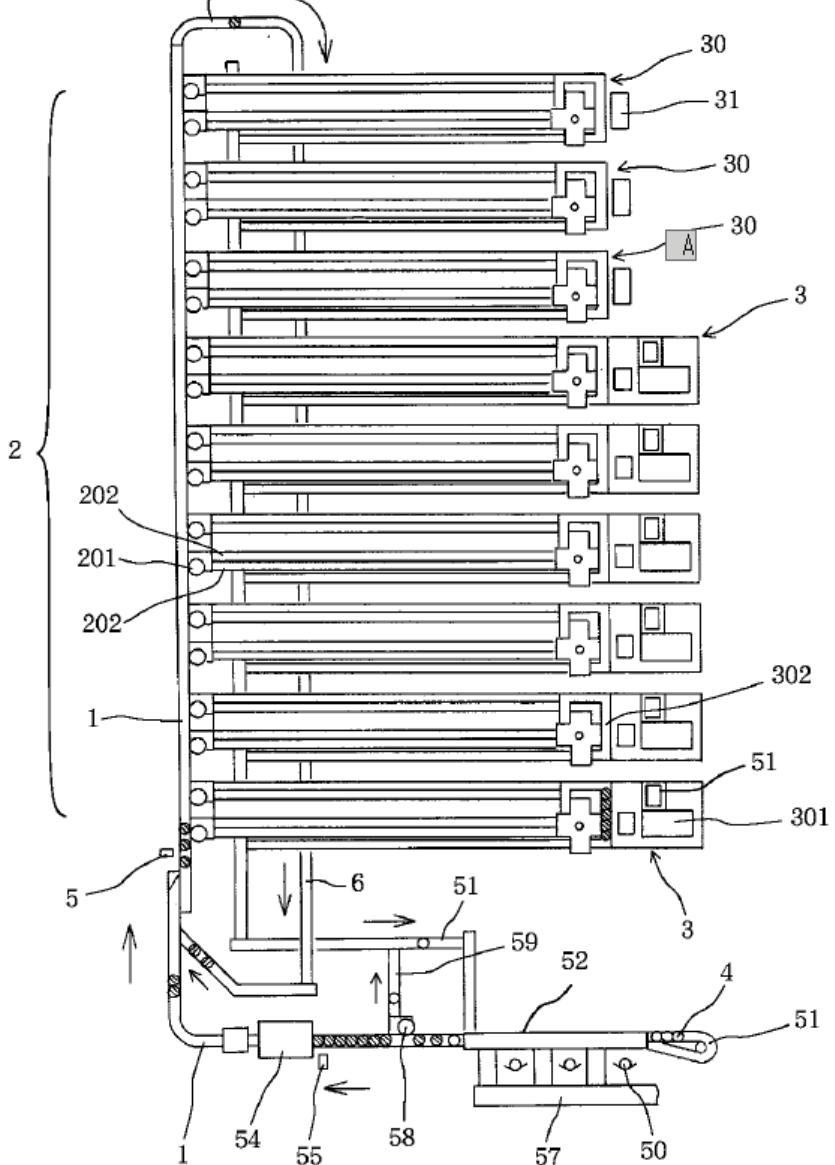
10 但し、「被告が製造販売するおそれがある」として原告が求めた生産の差止めは、「そのようなおそれはない」

11 として認められなかった。

12

- 1 (1) 本件発明 1 の請求項 1
- 2 1 A 搬送手段に連結されていない受皿(フリートレイ 4)と、農産物供給位置(供給コンベア 52)から農産物包
3 製作業位置(包装ステージ 3)に渡って農産物 P を載せた受皿 4 を搬送する搬送手段(選別コンベア 1)とを
4 備え、
- 5 1 B この搬送手段 1 には、この受皿 4 上の農産物 P を選別仕分けする情報を計測するために上記搬送手段
6 の途中に設定された計測軌道領域(計測装置 54 を含む領域)、及び該計測軌道上で計測された仕分け
7 情報に基づいて個々の受皿上の農産物 P を排出するように所定の仕分区別の仕分ライン 202 が多数
8 分岐接続されている搬送手段下流側の仕分排出軌道領域(排出装置 201)を設定し、
- 9 1 C 前記各受皿 4 に、その上に載せられている農産物 P の仕分け情報を直接又は識別標識(バーコード)を
10 介して間接的に読み出し可能に記録し、
- 11 1 D 前記仕分区排軌道領域 201 の上流に設けた読み出し手段により個々の受皿 4 の農産物仕分け情報を読み出
12 して該当する仕分区の仕分ライン 202 に該受皿を排出する農産物 P の選別装置において、
- 13 1 E 前記仕分区排軌道領域 201 から前記仕分ライン 202 に排出されずにオーバーフローした受皿 4 を前記
14 搬送手段 1 の上流側に戻すリターンコンベア 6 を設けると共に、このリターンコンベア 6 により戻し
15 た受皿 4 を前記搬送手段に送り込む位置を、前記計測軌道領域(計測装置 54 を含む領域)の終端と前記
16 仕分け情報読み出し手段 5 の間としたことを特徴とする 6
- 17 1 F 農産物 P の選別装置。

| 1 …選別コンベア
| 2 …仕分区
| 3 …包装ステージ
| 4 …フリートレイ
| 4 …空フリートレイ
| 4 …受フリートレイ
| 5 …バーコードリーダ
| 5 …バーコードリーダー₄
| 6 …リターンコンベア
| 3 0 …包装ステージ
| 5 0 …作業者
| 5 1 …リターンコンベア
| 5 1 …空トレイリターンコンベア
| 5 2 …供給コンベア
| 5 2 …搬送コンベア
| 5 4 …計測装置
| 5 7 …コンテナコンベア
| 5 8 …排出装置
| 5 9 …径路
| 2 0 1 …排出装置
| 2 0 2 …仕分区コンベア
| 3 0 1 …作業ロボット
| 3 0 1 …箱詰装置
| 3 0 1 …自動包装装置
| 3 0 2 …箱詰待機位置
| 6 0 1 …ストップ装置
| 6 0 3 …投光センサ
| 6 0 4 …受光センサ



- 1 ロ 1 a 搬送ラインと結合されていないトレーと、供給エリアから箱詰エリアに渡ってスイカを載せたトレー
2 を搬送する搬送ラインとを備え、
- 3 ロ 1 b 搬送ラインには、トレー上のスイカの品質を検査するために搬送ラインの途中に設定された計測エ
4 リア、並びに計測エリア上で計測された等級階級情報及びプールコンベアに存在するトレーに関する
5 情報に基づいて個々のトレー上のスイカを排出するプールコンベアを適宜選択し、個々のトレー上の
6 スイカを同一階級かつ同一等級ごとに仕分けするためのプールコンベアが多数分岐接続されている搬
7 送ライン下流側の仕分エリアが設定され、
- 8 ロ 1 c 各トレーにはICチップが内蔵され、その上に載せられているスイカの等級階級情報をICチップ
9 の識別情報を介して間接的に読み出し可能に記録し、
- 10 ロ 1 d 仕分エリアの上流に設けた第2のICリーダにより個々のトレーのスイカの等級階級情報を読み出し
11 て該当する仕分区画のプールコンベアに該トレーを排出するスイカ選別装置であつて、
- 12 ロ 1 e 仕分エリアからプールコンベアに排出されずにオーバーフローしたトレーを搬送ラインの上流側に
13 戻すリターンコンベアを設けると共に、このリターンコンベアにより戻したトレーを搬送ラインに
14 送り込む位置を、検査エリアの終端と第2のICリーダの間とした
- 15 ロ 1 f スイカ選別装置。

1 裁判所の判断

2 構成要件 1 B 「所定の仕分区別の仕分ライン」及び 1 D 「該当する仕分区の仕分ライン」の充足性

3 ア 被告は下線部を争う。

4 被告が、構成要件 1 B の「所定の」及び 1 D の「該当する」とは各仕分ラインへの仕分区があらかじめ
5 固定的に設定されていることをいい、動的に変更されるものを含まない旨主張する。

6 これに対し、原告は排出先となる仕分ラインが排出の時点において特定されていれば「所定の」及び「該
7 当する」に当たる旨主張するので、以下、検討する。

8

9 イ まず、本件発明 1 に係る特許請求の範囲の記載をみると、構成要件 1 B において、「仕分け情報に基づい
10 て……排出するように」が「所定の……仕分ライン」を修飾していることに照らすと、「仕分ライン」は農産
11 物が載置された個々の受皿の排出先であり、農産物の仕分区別に設けられるもので、仕分け情報に基づい
12 て上記受皿が排出できるものであることを意味するものと解される。

13 また、受皿の排出先を決めるに当たっては、計測軌道上で計測された仕分け情報に基づくとされるが、そ
14 れ以外の情報、例えば、排出時にプールコンベアに存在する受皿に関する情報を考慮することは排除されて
15 いない。

16 そして、一般に「所定」とは「定まっていること」(乙 25) といった意味を有する用語である。そうする
17 と、構成要件 1 B の「所定の」とは、仕分け情報に基づいて上記受皿の排出先が決まるように仕分ラインが
18 定まっていることを意味するものと解される。

19 また、同 1 D につき特許請求の範囲には「仕分排出軌道領域の上流に設けた読出し手段により個々の受皿の
20 農産物仕分け情報を読み出して該当する仕分区の仕分ラインに該受皿を排出する」と記載されているとこ
21 ろ、「該当する」は「一定の条件等に当てはまる」といった意味を有する用語である。

22 そして、「読出し手段により……農産物仕分け情報を読み出して」に引き続いて「該当する……仕分ライン」
23 と記載されていることに照らすと、構成要件 1 D にいう「該当する」とは、ある受皿の農産物仕分け情報を
24 読み出した結果、その受皿がいずれか一つの仕分区に当てはまるることを意味するものと解される。

25 以上によれば、「所定の」及び「該当する」については、個々の受皿の仕分け情報を読み出した後に排出先
26 が決定される時点でその受皿が排出されるべき仕分ラインが定まつていればよく、あらかじめ固定的に設定
27 されていなくてもよいと解するのが相当である。

28

1 ウ この点につき、念のため本件明細書1（甲2）の発明の詳細な説明の記載を見ると、本件発明1は受皿
2 がコンベアに連結されていないいわゆるフリートレイ式の受皿を用いた農作物の選別装置に関するものであ
3 り、このような選別装置は、コンベアと不可分の走行バケットを用いる方式に比し、仕分区分を変更しやす
4 いとされている（段落【0001】～【0003】）ところ、本件発明1は仕分工程の構成をより柔軟に変更
5 できるようにすることを目的の一つとするものである（段落【0010】、【0016】）。

6 そうすると、仕分ラインにおける仕分区分の設定をあらかじめ固定するものに限定することは上記目的に
7 反すると考えられる一方、本件明細書1には仕分区分が仕分作業の過程で適宜変更されるものを排除する旨
8 の記載は見当たらない。

9 このような本件明細書1の発明の詳細な説明の記載は、上記イの解釈を裏付けることができる。

10
11 エ 以上を前提に口号～ホ号物件が構成要件1Bの「所定の」及び1Dの「該当する」を充足するかどうか
12 について検討するに、口号～ホ号物件はいずれも「計測エリア上で計測された等級階級情報及びプールコン
13 ベアに存在するトレーに関する情報に基づいて個々のトレー上のスイカ等を排出するプールコンベアを適宜
14 選択」する構成であり、農産物の排出先のプールコンベアが仕分け情報に基づいて排出先を決定する時点ま
15 でに定まるものと解されるから、構成要件1Bの「所定の」を充足する。

16 また、仕分エリアの上流に設けた第2のICリーダ（口号～ニ号物件）又は第4のICリーダ（ホ号物
17 件）により個々の受皿のスイカ等の等級階級情報を読み出してこれに対応する仕分区分のプールコンベアに
18 その受皿を排出する構成であるから、構成要件1D「該当する」を充足すると判断するのが相当である。
19 オ これに対し、被告は、

20 ①本件明細書1の発明の詳細な説明欄にあらかじめ仕分区分が定まった場合を前提にしたと考えら
21 れる記載があること、

22 ②本件発明1を引用する請求項2記載の発明があらかじめ仕分ラインが定まっていることを前提と
23 する構成であること、

24 ③原告が本件発明1に係る特許出願経過において仕分ラインごとに排出されるべき農産物の仕分区
25 分があらかじめ定まっている旨の意見を述べたこと、

26 以上のことから構成要件1Bの「所定の」及び1Dの「該当する」は農産物の階級及び等級の仕分区分が
27 あらかじめ定まったものをいうと解すべきであると主張する。

28 しかし、本件発明1には仕分区分があらかじめ固定された態様のものも含まれるのであり、被告の指摘す
29 る上記①～③の各点はそのような態様に関する記載等とみることができるから、これらをもって仕分区分が

1 動的に変更するものが本件発明1の技術的範囲外にあるとみることは相当でない。したがって被告の主張は
2 いずれも採用できない。

3

4 **【所感】**

5 裁判所の判断は、発明の保護という観点では歓迎すべきであるが、文言侵害がどこまで認められるのかの予
6 見可能性が低いとも言える。

7 つまり、「所定」の意味は「定まっていること。定めてあること。*(広辞苑)*」であるので、文言通りに解釈
8 すれば、動的に変更する形態は、文言侵害には該当しないという判断もあり得たと考える。

9 このため、「所定」或いは「予め定められた」という用語を、無闇に特許請求の範囲に用いるべきではない。
10 本件でも、単に「所定の」を省いても問題なかったのではないだろうか。

11

12 なお、均等侵害であれば、無理なく侵害を認定できたと考えられる。

13 しかし、原告が均等侵害を主張していないので、裁判所は、止むを得ず、少々無理をして文言侵害を認定し
14 たのかも知れない。